

日田市プレミアム付商品券参加店募集要項

【日田市プレミアム付商品券発行実行委員会】

<事業概要>

- 1、発行主体 日田市プレミアム付商品券発行実行委員会
(日田商工会議所・日田地区商工会・日田市)
- 2、販売期間 令和元年10月1日(火)～令和2年2月28日(金)
- 3、使用期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月1日(日)
- 4、換金期間 令和元年10月16日(水)～令和2年3月11日(水)

<募集要件>

- 1、日田市内に事業所及び店舗等を有し、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができる事業者。
- 2、商品券の取扱いについては、本募集要項並びに商品券発行実行委員会の指示に従うものとする
- 3、参加店は、実行委員会が広報・周知のために公表する参加店一覧への事業所名・所在地・電話番号の表示を認めるものとする。
- 4、参加店は、商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配付する下げ札(ポスター)を消費者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- 5、商品券取扱確認書(参加店登録)に記載の誓約書を厳守して下さい。
- 6、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を害することのないよう、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務が終了した後においても同様とする。

<商品券の取扱いについて>

- 1、参加店は商品券を持参した方に対し、商品券使用期間内に限り、券面記載額相当の商品の販売またはサービスの提供を行って下さい。
- 2、使用される商品券は、実行委員会が事前に配付する見本と間違いないか確認して下さい。
- 3、1冊:500円券の10枚綴りです。参加店全店舗で使用可能です。
- 4、商品券での購入の場合、つり銭は出さないこととします。不足分は現金でお受取り下さい。
- 5、商品券と現金の交換は禁止します。
- 6、商品券が使用できないもの
 - ・不動産や金融商品
 - ・たばこ
 - ・商品券など換金性の高いもの(ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード など)
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国、地方公共団体等への支払い

※なお、商品券で購入できないものがありましたら、店頭に標記をお願いします。
- 7、取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印(店舗名)を押印することとし、既に受領印があるものは受け取りを拒否して下さい。
- 8、商品券の交換及び売買を行わないで下さい。使用期間中における物品の販売や貸し出し、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
- 9、参加店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないで下さい。
- 10、商品券の盗難、紛失に対し、本実行委員会はその責は負いません。

11、商品券の適正使用について

商品券の第三者への転売、譲渡が疑われる場合は、商工労政課(22-8239)へ通報をお願いします。

(例:一人の人物が10人分に相当する25万円もの商品券を一度に使用するなど)
偽造等の不正行為等が発行団体により確認された場合、換金には応じないものとします。

<換金について>

本実行委員会から金融機関に対し、業務委託を行います。

取扱金融機関 大分銀行 日田支店・豆田支店・若宮支店

豊和銀行 日田支店

大分県信用組合 日田支店

日田信用金庫 本店・三芳支店・豆田支店・天瀬支店・田島支店・清水支店

※金融機関への持込み日は、毎週水曜日です。換金に際します経費はかかりません。なお、該当日が休日の場合は翌営業日が持込み日となります。原則、持込み当日に口座へ入金いたします。

※現金への換金はできません。

※対象金融機関の口座をお持ちでない場合は、ご希望の金融機関口座への振込となります。

その場合の振込手数料は参加店のご負担となります。ご了承ください。

※期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

※事前に商品券の枚数を確認し、換金依頼書へ必要事項を記入のうえ、お持込みください。

※商品券が100枚以上ある場合は、100枚毎の束にし、輪ゴムで止めてお持込みください。

※300枚以上の商品券を持ち込む場合は、処理に時間を要しますので、事前に金融機関へ連絡をお願いします。

<参加店募集期間>

令和元年8月1日(木)～令和元年9月20日(金)

※上記期限を過ぎても申込は受け付けますが、商品券と併せて配付する参加店一覧表には取扱店として記載されませんのでご注意ください。(実行委員会ホームページ上の一覧表には記載します)

<申込方法>

「日田市プレミアム付商品券参加店取扱確認書」に必要事項を記入し、日田商工会議所又は日田地区商工会へ直接ご提出下さい。

<その他>

ご登録いただいた参加店へは、関係書類(参加店登録証、商品券見本、下げ札、換金依頼書等)をお渡しいたします。

その他、取り扱いに関して疑義等が生じた場合には、随時協議を行います。